



# 防災だより

消防本部防災対策課 電話：72-0131



〔第39号〕

## ～避難行動要支援者の避難支援～

### 1 もしもの災害に備えて

町では、災害時に一人で、または家族だけで避難することが困難な、在宅の高齢者や障がい者等の情報を掲載した「避難行動要支援者台帳」を作成しています。

### 2 避難行動要支援者とは

次の人々を避難行動要支援者と定め避難支援の体制づくりを進めています。

※ 施設や病院などに入所や入院している人を除く。

- ① 自ら避難することが困難で、避難支援が必要と認められる高齢者のみ世帯
- ② 身体障がい者(手帳1～2級)の人
- ③ 知的障がい者(療育手帳A・B)の人
- ④ 精神障がい者(手帳1級)の人
- ⑤ 介護保険における要介護認定(要介護度3～5)の人
- ⑥ その他、避難支援の必要がある人



### 3 個別避難計画の作成

町では、大規模な災害が発生した時に備え、避難行動要支援者の個別避難計画を作成しています。この計画は、地域ぐるみで安否確認や避難支援などをあらかじめ定めておくものです。

計画の作成には、地元の自主防災組織を始め、避難支援関係者の協力が必要です。現在、福祉関係事業者の協力を得ながら取り組みを進めており、個別に訪問し聞き取りを行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

※ 避難支援関係者：自主防災組織、消防団、民生委員、社会福祉協議会など

#### ポイント

地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとする取り組みです。  
日頃から地域との関係づくりを心がけましょう。

